

公益財団法人 堀田育英財団

令和7年度奨学生募集要項

1. 趣 旨

公益財団法人堀田育英財団（以下、本財団という）は、向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正である学生のうち、欧州の大学もしくはこれらと同程度の学校で服飾・美術・音楽・建築等の芸術文化を学び、我が国の芸術文化の水準の向上を目指す日本人留学生に対して、奨学金を給与することにより、有為の人材を育成することを目的とします。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。

（但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は除きます。）

3. 奨学生の応募資格

- (1) 原則今春、大学、大学院もしくは専修学校を卒業し、欧州の大学もしくはこれらと同程度の学校に留学予定の、当財団の趣旨に見合った日本人学生。
- (2) 向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正である者。

4. 採用人員

日本人留学生 10名

5. 奨学金の額と給与の方法

(1) 給与金額

大学生 月額 8 万円

(2) 給与の期間

原則、新学期が始まる 9 月から、正規の最短修業年限の終期まで（ただし、最長 2 年間）としますが、希望者には、留学先での語学研修期間を考慮して、6 月から給与を開始（最長 2 年間）します。

採用年度内（4 月から翌年 3 月まで）に入学できない場合は、当財団が認めた場合を除き、合格の権利を失うものとします。

(3) 給与の方法

奨学金は原則として、3 月、6 月、9 月、12 月の一定日に直接本人に給与します。（本人名義の銀行等の預金口座に入金となりますが、日本国内の金融機関に限ります）

6. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

- (1) 退学したとき。
- (2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- (4) 傷い、疾病などのため成業の見込がなくなったとき。
- (5) 奨学生の学業成績又は性行が不良となったとき。
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (8) 在學校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (9) その他奨学生としての資格を失ったとき。

7. 手 続

(1) 提出書類（すべて日本語に限る。）

- ① 奨学生願書（本財団指定用紙を使用し、保証人と連署。保証人は原則として保護者とすること。）

- ② 出身大学もしくは専修学校の推薦調書（様式適宜。）
- ③ 出身大学もしくは専修学校の成績証明書、又は出身高等学校の調査書。

(2) 提出方法

本人が書類を揃えて、大学事務局、専修学校事務局を通じて本財団宛郵送のこと。

(3) 提出期限

令和6年11月29日（金）（財団必着）

(4) 提出先（連絡先）

〒107-0061

東京都港区北青山二丁目14番4号 the ARGYLE aoyama 13階

三喜商事株式会社内

公益財団法人 堀田育英財団 事務局

担当者： 渡邊 祐子

8. 奨学生の決定

(1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て、第一次合格者のみ その結果を令和7年1月10日（金）までに大学事務局、専修学校事務局経由で通知します。

その後、面接を経て最終合格者を理事会の承認をもって決定します。

(2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の義務

奨学生は留学先の入学証明書、6月末に成績証明書及び在学証明書、1月末に生活状況報告書及び在学証明書を理事長宛に報告しなければなりません。

（各証明書には和訳を添付のこと。）

また留学中、留学終了後に関わらず、本財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は遅滞なく提出しなければなりません。

奨学金給与終了後の進路についても報告を求めるものとします。

上記の書類は全て日本において応募した大学、専修学校を經由して提出のこと。(PDFによる提出可)

公益財団法人堀田育英財団

令和7年度奨学生募集要項（外国人留学生向け）

1. 趣 旨

公益財団法人堀田育英財団（以下、本財団という）は、向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正である学生のうち、欧州の文化と産業の発展に貢献しようとする外国人留学生に対して、奨学金を給与することにより、有為の人材を育成することを目的とします。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。

（但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は除きます。）

3. 奨学生の応募資格

- (1) 外国の国籍を有する者。
- (2) 欧州の文化と産業の発展に貢献しようとする、当財団の趣旨に見合った外国人留学生。
- (3) 向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正である者。
- (4) 国際親善に理解をもち、貢献を期する者。
- (5) 募集時に既に1年以上日本の大学で勉学しており、現在もその大学で勉学を続けている者。

4. 採用人員

5名

5. 奨学金の額と給与の方法

(1) 給与金額

年額 96 万円（月額 8 万円）

(2) 給与の期間

奨学生に採用したときから、2 年間を限度とします。

(3) 給与の方法

原則として、奨学金は偶数月の一定日に 2 ヶ月分をまとめて直接本人に給与します。（本人名義の銀行等の預金口座に入金します。）

6. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

(1) 退学したとき。

(2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。

(3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。

(4) 傷い、疾病などのため成業の見込がなくなったとき。

(5) 奨学生の学業成績又は性行が不良となったとき。

(6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(7) 奨学生として適当でない事実があったとき。

(8) 在學校で処分を受け、学籍を失ったとき。

(9) その他奨学生としての資格を失ったとき。

7. 手 続

(1) 提出書類（すべて日本語に限る）

① 奨学生願書（本財団指定用紙を使用すること。）

② 推薦状（様式適宜）

③ 入学校の在学証明書

④ 成績証明書

⑤ 住民票

上記①、②において日本語以外の言語で記されているものについては、必ず日本語に訳した文章を添えること。

(2) 提出方法

本人が書類を揃えて、大学事務局を通じて本財団宛郵送のこと。

(3) 提出期限

令和6年11月22日(金) (財団必着)

(4) 提出先 (連絡先)

〒107-0061

東京都港区北青山二丁目14番4号 the ARGYLE aoyama 13階

三喜商事株式会社内

公益財団法人 堀田育英財団 事務局

担当者：渡邊 祐子

8. 奨学生の決定

(1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て、第一次合格者のみ その結果を令和7年1月10日(金)までに大学事務局経由で通知します。

その後、面接を経て最終合格者を理事会の承認をもって決定します。

(2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の義務

奨学生は3月末に成績証明書及び在学証明書を、9月末に生活状況報告書及び在学証明書を理事長宛報告しなければなりません。

奨学金給与終了後の進路についても報告を求めるものとします。

上記の書類は全て日本において応募した大学を経由して提出のこと。

(PDFによる提出可)

Horita Scholarship Foundation

List of the requirements for 2025 scholarship (for foreign students)

1. Purpose of the scholarship

The purpose of Horita Scholarship Foundation (HSF) is to raise talented persons by granting scholarship to foreign students contributing to the development of European culture and industry, who are intelligent, of good conduct and highly studious.

2. Contents of the Scholarship

- (1) The scholarship shall be awarded as benefits. (No need for repayment)
- (2) The scholarship students shall have no obligations or restrictions in his/her job or anything after graduation.
- (3) In principle, the students are prohibited to be given any other scholarship than HSF simultaneously, except such of Japan Administrative Organization of Students Support.

3. Qualifications for application

- (1) Applicants should have foreign nationality.
- (2) Applicants should be foreign students contributing to the development of European culture and industry, commensurate with the purpose of HSF.
- (3) Applicants should be highly studious, having fine records in school, and well-conducted.
- (4) Applicants should have proper understandings of international goodwill, and determine to contribute to it.
- (5) Applicants should have already been in college or university in Japan for more than a year and is still studying there.

4. The number of students to be appointed: 5 (five) persons

5. Amount and payment of scholarship

- (1) Yen 960,000 annually (Yen 80,000 monthly)
- (2) Period of payment: for 2 (two) years at the maximum
- (3) Scholarship shall be bank remitted directly to his/her account every even month for two months lot.

6. Scholarship shall be stopped, suspended or discontinued, in case;

- (1) The student gives up school.
- (2) The student is long absent from school.
- (3) The student is kept in the same class for another year, or his/her graduation is to be postponed.
- (4) The student cannot continue study because of injure or illness.
- (5) The student's school record or attitude goes wrong.
- (6) The student does not need scholarship any more.
- (7) Any fact of the student is found that is unworthy of a scholarship student.
- (8) The student is punished and struck off from the school register.
- (9) The student has lost qualification for scholarship.

7. Procedures

(1) Documents for submission (all in Japanese):

1. Application form (Please use the form we specify.)
2. Recommendation
3. Certificate of student status
4. Transcript
5. Resident register

Japanese translation should be attached to the document 1. 2. above in case they are written in the language other than Japanese.

(2) How to submit the documents:

Applicants should complete and mail the documents to HSF to the address below via their university office.

(3) The documents should reach HSF on or before November 22, 2024.

(4) Address of HSF:

the ARGYLE aoyama 13F,2-14-4, Kitaaooyama, Minato-ku, Tokyo, 107-0061
Horita Scholarship Foundation Office (Sanki Shoji Co.,Ltd.)
Att : Yuko Watanabe

8. Selection

(1) The first stage passer(s) shall be selected by HSF (Horita Scholarship Foundation) selection committee, which result shall be given to the university office for the selected students only, by January 10,2025

(2) The process and reason of selection are not announced.

9. Obligation of the students on scholarship:

Scholarship students shall submit his/her transcript and certificate of student status to Chairman of the board at the end of March, and submit report of his/her living condition and certificate of student status at the end of September every year. He/she shall be required to submit also report of the course to take after completion of scholarship. All of these documents shall be submitted via their university office. (Submission in PDF file via e-mail from the university office is acceptable.)

公益財団法人 堀田育英財団

奨学生願書

写真のりづけ
パスポートサイズ
4.5x3.5cm
3ヶ月以内撮影のもの

令和 年 月 日現在

ローマ字氏名			(性別) 男・女
氏名		生年月日	西暦 年 月 日生(満才)
ふりがな			
現住所	〒		
	TEL	E-mail	
出身学校名		専攻学科	
学歴 (中学卒業以降)	年月、学校・学部・学科、入・卒・中退		
保証人氏名			
保証人住所	〒	TEL	
家族状況	氏名	続柄	年齢
趣味・嗜好			
性格(長所・短所)			
指導教授			
卒論			
留学目的	別紙		

(留学を希望する日本人学生用)

